

兵高教組

調査情報

2013年12月6日

36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が自白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日

36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が自白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が自白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日

36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が自白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が自白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！

兵高教組

調査情報

2013年12月6日 36号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事は意欲を高めるように丁寧に

県教委は校長の意見具申を尊重し 機械的な異動を強制するな

現在、教職員の年度末人事に向けて、異動計画作成が校長と県教委によって進められています。高教組は、人事異動は、学校の教育計画と本人の「希望と承諾」を原則にすべきという立場から、県教委に「校長の意見具申の尊重」、「本人の希望尊重」や「事前の意向打診」を求めています。県教委は、内示日にいきなり本人に伝えるなどということのないように、本人や学校の状況の把握等を校長を通じて行い、「丁寧に」すすめるとしています。しかし、現場から校長の教職員への対応や県教委の方針について、疑問が高教組に寄せられています。それについて、高教組は次のように考えています。

異動希望調書と残留希望調書の

2枚出せはおかしい

計画交流対象者で異動希望のない人に対して、「異動希望調書」も出して欲しいという校長が存在します。県教委は、「2枚出せとは指導していない」と明確に否定しています。県教委が今後すすめる異動計画の俎上にあがってきた時に備えて、事前に本人の状況を把握しておくために先回りして提出させておこうとしているのであれば、本人の残留希望の実現に努力する気がないことを校長が告白しているようなものです。2枚の書類提出を校長が強要することはできません。

希望校名は聞かないという

校長はおかしい

異動希望のある人が、希望校名を言おうとしたら聞くことを拒否する校長が存在します。県教委は「必ずしも希望通りになるわけではないが、校長が本人の希望を把握しておくことは大切」と回答しています。校長が本人の希望や状況を把握し、県教委に正しい情報を伝え、本人や兵庫の教育のためによりよい異動計画を立てることは当然の仕事です。そのために校長には教職員人事に関する意見具申権があるのです。（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第36条「所属職員の進退に関する意見の申出」）

県教委は校長の意見具申を尊重せよ

初任者で6年目だが2年生の担任なのであと1年の残留を希望し、学年団もぜひ残留してほしいという人が存在しています。それを本人のワガママと決めつけて、年限が来ているからと機械的に異動を強制することは、本人の意欲や教育力向上にマイナスです。また、生徒にとっても学校にとってもプラスになりません。校長もそのことを認め、残留が必要と意見具申するなら県教委はそれを承認すべきです。

再任用 短時間3日を選択したら

1年限りという校長の説明はまちがい

高校教諭の2013年度末退職者の再任用制度の運用が、フルタイム5日か短時間勤務3日のいずれかとなりました。ところが、短時間勤務3日を選択したら再任用はその年限りで終了と説明した校長が存在します。そのような間違った説明をしてフルタイム5日を強要することがないように、県教委は校長を指導すべきです。

これからも人事異動や再任用で何かありましたら
高教組本部まで
お知らせ下さい！